

○法務省
厚生労働省 令第八号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定に基づき、出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

法務大臣 上川 陽子

厚生労働大臣 田村 憲久

出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令

出生証明書の様式等を定める省令（昭和二十七年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一条 医師、助産師又はその他の出産立会者が戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定により作成する出生証明書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 出生証明書を作成した医師、助産師又はその他の立会者の住所及び氏名</p>	<p>第一条 医師、助産師又はその他の出産立会者が戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定により作成する出生証明書には、次の事項を記載し、記名押印又は署名をしなければならない。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 出生証明書を作成した医師、助産師又はその他の立会者の住所</p>

別記様式中「五」を削る。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。